

改正案	現行
<p>第六条の二 この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業をいう。</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ この法律で、障害児相談支援事業とは、地域の身体に障害のある児童又は知的障害のある児童の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営むこれらの児童及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、併せてこれらの者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。</p> <p>⑥ この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第九項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導を行う事業をいう。</p> <p>⑦ この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p>	<p>第六条の二 この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業をいう。</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業をいう。</p> <p>⑥ この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p>

第八条

① (略)

② 前項の事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

③・④ (略)

⑤ 都道府県児童福祉審議会（第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第八項及び第二十七条第八項において同じ。）は、第二項及び前項（当該地方社会福祉審議会にあつては、社会福祉法第七条第三項及び第十二条第一項）に定めるもののほか、第二十七条第八項に規定する措置に係る都道府県知事の諮問に答えるものとする。

⑥⑧ (略)

第十二条

① (略)

② 児童委員は、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。

③・④ (略)

第十三条

第八条

① (略)

② 前項の事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十一条第一項の規定により同法第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

③・④ (略)

⑤ 都道府県児童福祉審議会（第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第八項及び第二十七条第八項において同じ。）は、第二項及び前項（当該地方社会福祉審議会にあつては、社会福祉事業法第六条第三項及び第十一条第一項）に定めるもののほか、第二十七条第八項に規定する措置に係る都道府県知事の諮問に答えるものとする。

⑥⑧ (略)

第十二条

① (略)

② 児童委員は、児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。

③・④ (略)

第十三条

①・② (略)

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

④ (略)

第二十一条の九

①⑤⑥ (略)

⑦ 指定療育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、第八項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

⑧ (略)

第二十一条の十一 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六條の二第七項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十五条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については

①・② (略)

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、市町村長を経由するものとする。

④ (略)

第二十一条の九

①⑤⑥ (略)

⑦ 指定療育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、第九項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

⑧ (略)

第二十一条の十一 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六條の二第六項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十五条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所

、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告し
なければならぬ。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児
童、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八
条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その
保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号の
いずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、
又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都
道府県以外の障害児相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三 五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年
法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号の
いずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉
主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援セン
ター若しくは当該都道府県が行う障害児相談支援事業に係る職員に
指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援セン
ター若しくは当該都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者に指
導を委託すること。

三 四 (略)

② ③ (略)

に通告しなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児
童、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八
条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その
保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号の
いずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、
又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委
託すること。

三 五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年
法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号の
いずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉
主事、児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援セン
ターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童
家庭支援センターに指導を委託すること。

三 四 (略)

② ③ (略)

第三十四条の三 (略)

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ (略)

第三十四条の三の二 障害児相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童居宅生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 児童居宅生活支援事業を行う者は、第二十一条の第十項から第三項まで、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第九項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の七 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第三十四条の三 (略)

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童居宅生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第二十一条の第十項から第三項まで若しくは第二十七条第九項の措置に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 児童居宅生活支援事業を行う者は、第二十一条の第十項から第三項まで又は第二十七条第九項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の七 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設設置者、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十条第九号及び前条第五号の費用中、母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一）を負担する。ただし、第五十条第九号及び前条第五号の費用中、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第五十四条 都道府県は、第五十一条第五号の費用に対して、政令の定めるところにより、その四分の一（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。ただし、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第五十六条

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十条第九号及び前条第五号の費用中、母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一）を負担する。ただし、第五十条第九号及び前条第五号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第五十四条 都道府県は、第五十一条第五号の費用に対して、政令の定めるところにより、その四分の一（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。ただし、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第五十六条

① (略)

② 第五十条第五号から第六号まで及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号に規定する費用(業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。)及び同条第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③④⑤ (略)

第五十六条の二 都道府県は、次の各号に該当する場合には、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設(社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。)、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 (略)

第五十六条の五 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた児童福祉施設に準用する。

附則

① (略)

② 第五十条第五号から第六号まで及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号に規定する費用(業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。)及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③④⑤ (略)

第五十六条の二 都道府県は、次の各号に該当する場合には、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設(社会福祉事業法第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。)、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉事業法第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 (略)

第五十六条の五 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた児童福祉施設に準用する。

附則

第六十三条の五 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設に入所させることが適当であると認めるときは、その旨を同法第九条に規定する援護の実施者に通知することができる。

第六十三条の五 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の五に規定する知的障害者更生施設又は同法第二十一条の六に規定する知的障害者授産施設に入所させることが適当であると認めるときは、その旨を同法第九条に規定する援護の実施者に通知することができる。